

長瀬たけし後援会規約

第1条（名称）

本会は、長瀬たけし後援会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号におく。

第3条（目的）

本会は、長瀬たけしの政治活動を支援することを目的とする。

第4条（事業）

本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 講演会等、集会の開催
2. 会報などの発刊・配布
3. 関係諸団体との連絡調整
4. その他、目的達成に必要な活動

第5条（会員）

本会の目的に賛同し、会費を支払ったものを会員とする。

第6条（役員）

本会は次の役員をおく

1. 会長（1名）
2. 副会長（若干名）
3. 監事
4. 会計責任者
5. 会計責任者の職務代行者
6. 事務

第7条（運営経費）

本会の運営経費は、会費、寄付金、および事業収入をもって充てる。

第8条（会費）

本会の会費は、年6千円とする。なお、支払い済の会費は返還しない。

第9条（会計報告）

本会の会計年度は1月から12月として、毎年1月中に政治資金収支報告書の提出をもって会計報告とする。

附則

本規則は平成28年11月4日をもって施工する。